

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 令和2年9月28日 13時30分ごろ |
| 発生場所 | 熊本県上天草市合津港 合津港長瀬灯標から真方位186°580m付近 (概位 北緯32°31.1' 東経130°25.9') |
| 事故の概要 | 貨物船平神丸は、着岸中、巻取式ハッチカバーを閉鎖する際、乗組員が負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 令和2年10月13日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 貨物船 平神丸、267トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 141831、有限会社伸和汽船 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、五級（航海） 航海士、六級（航海） |
| 負傷者 | 軽傷 1人（航海士） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、気温 約25℃ |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、公共岸壁に着岸し、船長を除く4人の乗組員が船倉の巻取式ハッチカバーの保守整備作業を行っていた。</p> <p>航海士は、作業が終わったので、船首部でハッチカバーの開閉レバーを左手で操作してハッチカバーを閉鎖していたところ、立ち眩みがして無意識のうちにハッチカバー走行レールの上に右手をついてしまい、ハッチカバーとレールとの間に右手小指を挟まれた。</p> <p>航海士は、救急車で病院に搬送され、右手小指裂傷の治療を行った後、帰宅した。</p> <p>航海士は、本事故時、体調不良の状態で作業を行っていた。</p> |
| 分析 | 本船は、着岸中、巻取式ハッチカバーを閉鎖中だった航海士が、立ち眩みがしてハッチカバー走行レールの上に右手をついたことから、ハッチカバーとレールとの間に右手小指を挟まれて負傷したものと推定される。 |
| 原因 | 本事故は、本船が着岸中、巻取式ハッチカバーを閉鎖中だった航海士が、立ち眩みがしてハッチカバー走行レールの上に右手をついたため、ハッチカバーとレールとの間に右手小指を挟まれたことにより発生したものと推定される。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え |

られる。

- ・乗組員は、体調不良の場合は、甲板機器を操作する作業を行わず、船長に報告して作業を交代してもらうこと。